

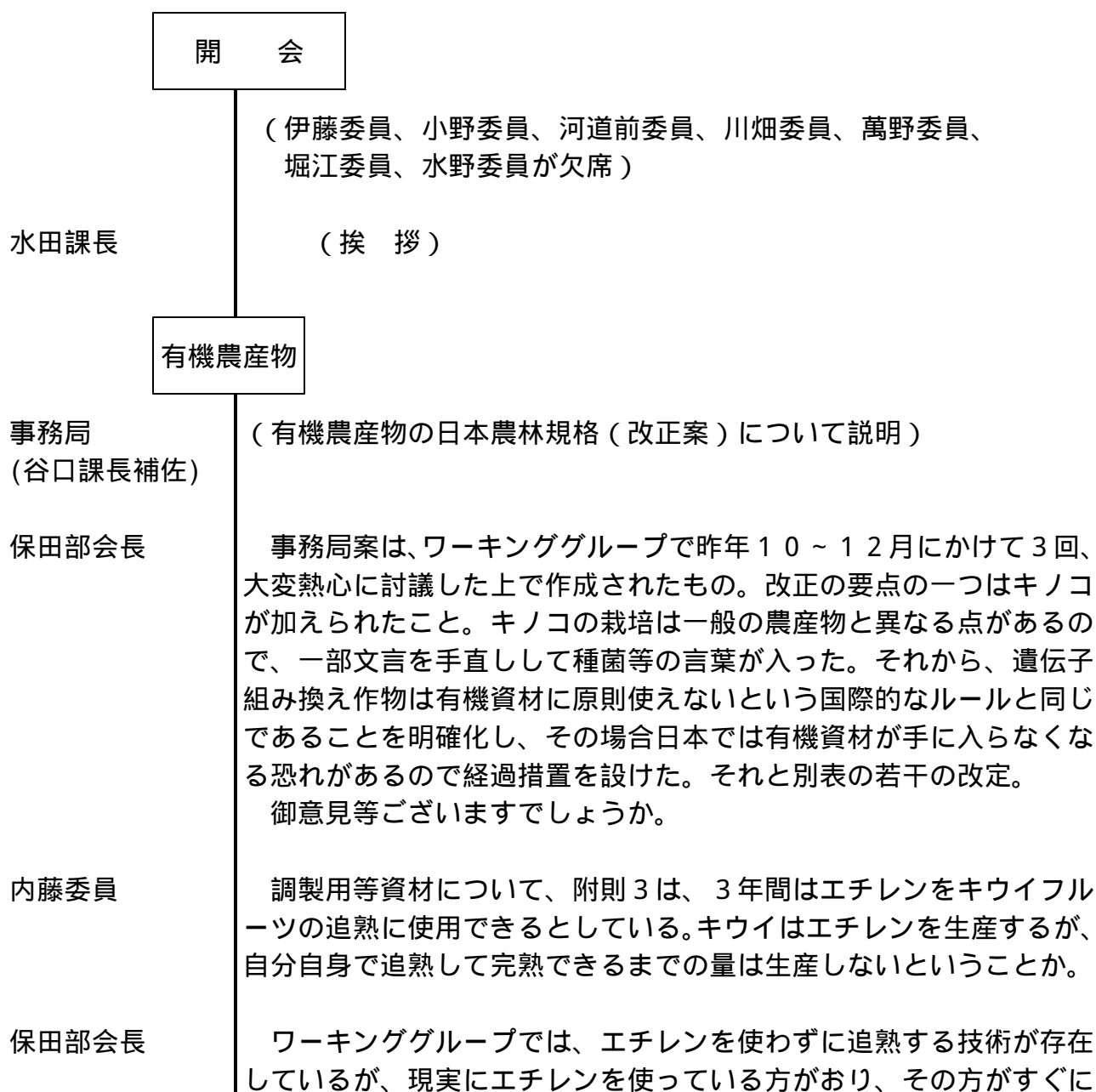
## 農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成18年2月17日（金）

14:00～16:30

場所：農林水産省第二特別会議室

有機農産物 J A S 規格（改正）	1 項
有機加工食品 J A S 規格（改正）	6 項
有機飼料 J A S 規格（改正）及び有機畜産 J A S 規格（改正）	9 項



新しい技術を習得するのは難しいことから、習得期間として3年間に限り認めるとことになったもの。エチレンを生産するかどうかは、直接の関係はない。

大嶋委員

資料2の5頁の2の(2)の樹木に由来する資材以外の資材についての規定は、きのこの生産だけについての規定という理解でよいか。

事務局

(谷口課長補佐)

そのとおり。

渡邊氏

同じ2の(2)は、有機由来の堆肥に限ると理解していいか。  
また、この中のイは有機加工食品規格4条の基準となっている。これは、例えば何を想定しているのか。

事務局

(谷口課長補佐)

最初の点については、有機由来の堆肥に限っている。  
二点目の有機加工食品にあたるものとしては、ふすまやコーンブラン等を菌床などに使う場合が該当する。

澤登委員

キウイの正式名称はキウイフルーツであり、統一すべき。  
また、附則2で、紙マルチとシーダーテープは、一般管理の項の規定にかかわらず使用できるとされているが、これに類するものとして、人工受粉の際に花粉の増量剤である着色石松子の使用に関して経過措置を認めて頂きたい。

事務局

(谷口課長補佐)

キウイフルーツの名称は、そのようにする。

保田部会長

着色石松子についてはワーキンググループでもかなり論議をした。  
ワーキンググループにご参加頂いた部会委員が何人かいらっしゃるの  
ので、説明頂けますか。

渡邊氏

検討委員会で3回ずっと議論した結論がこの改正案。  
着色石松子の使用実態を調査したところ、4つの認定機関から回答があり、半分は無着色の石松子を使い、半分は木炭で着色した石松子を使用していた。自然授粉は10%くらいあった。しかし、赤色着色石松子を使っている事例があると聞いている。  
昨年11月に施行された現行規格は、1年の経過期間があり、今年の11月25日までは旧規格により格付でき、赤色石松子が使用できることから、3年は必要ないと思うが、ある程度の経過措置は必要と思っている。

澤登委員

私も認定機関、あるいは生産者の何人かに聞き取り調査を行った。認定機関から禁止物質だと言われて木炭の粉あるいは他のものに切り換えている生産者もいた。その一方で、使用禁止資材だとは一切言われておらず、このことについて情報がない、木炭の粉を使っていることも聞いたことがないという方が認定を受けた生産者の中にいた。

このような中で、キウイフルーツの受粉は5月、6月の一年で一度であることから、一度に別の手法に切り換えるのは非常に困難を伴うことであり、生産者の方も、プロだから識別できるとか、有機だから花粉を使うときには色付として木炭を使わなきゃならないとか、あるいは、炭の粉が目詰まりしてしまうが頑張っている状況にある。

メーカーから開発を進めるとの返事も頂いており、一般的に新たな資材が広く普及するのは代替法が確立されてからだと思う。少なくとも3年という期間がないと、永年作物であり直接収穫量とかに、影響するのでご配慮頂きたい。

保田部会長

この点は規制強化になる可能性もあり、若干配慮があってもいいとも思う部分だが、ワーキングで熱心にご審議頂いた結論でもあり、今のご発言を議題に取り上げることについて賛成の方いらっしゃいますか。

熊代委員

今の発言とワーキングでの議論を踏まえ、やはり3年間の経過措置は必要と思う。そのくらいの期間をもたないと生産者の方も大変ということで、提案に賛成したい。

事務局  
(谷口課長補佐)

技術開発の期間が必要であるということであれば、Q & Aで示すとか、そういった形で猶予期間を考えて行きたいと思っています。

保田部会長

Q & Aで現実的に対応していきたいという事務局の発言ですが、どうでしょうか。

内藤委員

3年の経過措置にしても、生産者の方達がちゃんと認識した上でなら良いんですけども。

大嶋委員

有機農産物の生産に関係する仕事の立場から一言述べたい。  
生産現場でよくどういうものが、使って良いのか分からないというのは、認定機関と認定事業者とのコミュニケーションが十分にとれていないということではないか。

半年くらいで、技術云々というのは現実的に無理ではないかなと思う。3年が適当かどうか分かりませんが、もうちょっと時間に余裕を

持って頂いた方が生産者の方としては、現実的だと思ふ。

小坂委員

現場の声を全てワーキンググループが把握しているとは言えませんが、そういう要望があれば、当然生産して頂かなければならないので、暫定期間を設けるのがよろしいと思ふ。

長谷川委員

意見に賛成です。

保田部会長

ワーキンググループで、敢えて使わない方がよいという結論を出したのは、人工的な着色だというのが大きな理由ですが、現実的になかなか新しい技術がないとすれば経過措置が必要ではないかとの論議がなされております。

山根委員

会議を重ねても分からないことが沢山あると感じており、経過措置を設ける案に賛成です。

宮地委員

キウイフルーツ以外にも茄子など人工授粉するものは沢山あるが、人工授粉全体に対して同じような考え方でしょうか。

事務局  
(谷口課長補佐)

花粉を増量する際の着色料について、代替のものが開発されていないことから経過措置を設けて認めましょうということであり、他の花粉にもあてはまる。

内藤委員

消費者に対する情報提供も必要だと思ふ。

保田部会長

そういう資材が使われているということも出来るだけオープンにしてもらいたいというご要望だと思ふ。

福士委員

議論の焦点は、これを使って良いかどうかということよりも、新しい技術が開発されるまでどれくらいかかるかであり、経過措置が必要なのが現状では、澤登委員の発言のように当面3年間でやってみることが、ソフトランディングするには致し方ないと思ふ。

加藤委員

3年間の期間は必要だと思ふ。

関谷委員

規格と実際に生産者とのギャップがあり、原則は守らなくては行けないが、有機の範囲内で生産者が少しでも取り組める方法はないかというのが今の議論ではないかと思ふので、その意味で経過措置は大切だと思ふ。

その場合、認証機関が当面これはこういう理由で使うということ

生産者に説明しないと、なかなか理解が深まらないのではないかと感じる。

澤登委員

有機肥料、オーガニック肥料のような名称で、化学合成物質が入ったものが販売されていてそれを生産者が使ってトラブルになったとか聞きます。直接生産に使用する肥料について、有機肥料あるいはオーガニック肥料という表示の規制ができないでしょうか。多分、他の法令との関係があると思うが、一つの意見としてここで申し上げたい。

福土委員

資料2の8頁、7 附則の2に「及び種子が帯状に封入された農業用資材」とあり、これはシーダーテープであるということでした。シーダーテープには生分解性等いくつかあるが、いずれでもいいのか。

小坂委員

資料2の7頁 別表1の改正で、新しく設けた製糖産業の副産物のところは括弧書きがありませんが、ワーキンググループでは廃糖蜜ということで検討していましたがこれでよろしいのでしょうか。

事務局  
(谷口課長補佐)

シーダーテープについては、参考「有機」A S規格の課題とその検討概要」の2ページ、機械は種に用いるシーダーテープの欄にありますが、主な意見は、シーダーテープは現在の有機農業では必須である、ある程度環境に影響がないことが証明されるならば導入しても良いというものでした。現在は、パルプを使った紙の製品、コットンを使った製品、生分解性プラスチックを使った製品が開発されており、シェアは7割方生分解性プラスチックです。技術開発の段階にあることから、まず使用を認めた上で、環境への負荷に関する試験結果等のデータと普及状況を考えて再検討すべきとの結論であり、現在使われているものというのをすぐにダメですよと言える段階ではないことから、どの素材であっても3年間の使用を認めることにしております。

製糖産業の副産物には、最初の搾り粕であるバガスとか、甜菜糖の絞り粕といったものがありますし、最終産物である廃糖蜜もあるが、その製造工程でも少しずつ残さが発生し、それらを排除する必要がないことから特に限定していない。

福土委員

シーダーテープ3種類とも3年間は使えるようにした方が生産農家は増えるとの立場からワーキンググループの時も発言しており事務局の案を支持する。

山根委員

古紙の方は、化学的に合成された物質が添加されていないものと限定がありますが、シーダーテープは、限定していませんが、それで良

いのかどうかということが気になる。全く他の新しい素材もOKと読めてしまうのではないかとちょっと心配だったんですが、そういうことはないのか。

大嶋委員

水稻を作っているのですが、コットンで幅が1メートルくらいで、トイレットペーパーのような感じでイメージして頂ければいいのですが、長さ100メートルくらいのもののコットンの間に、種子が播かれているようなものがあるのですが、こういうものもシーダーテープに入るのか。

保田部会長

これから有機の生産現場の技術はどんどん進歩することから、あらかじめ新しい素材だとか、技術を念頭に入れながら規格を作ることは不可能であり、新しい技術については、有機の原則に照らして、生産者と認定機関とそれから農水の事務局の三者で相談しながら、ケースバイケースで判断せざるを得ない。

また、関谷委員がおっしゃったように、認定機関はちゃんと指導する必要がある。

それでは、資料2について、きのこを含める、遺伝子組み換え技術によって生産された素材を原則使わない、ただし経過措置を設ける、別表について追加若しくは修正する、着色石松子については、Q&Aで現実的対応をすとの事務局の説明でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

有機肥料のこの表示についてはどうか。

事務局  
(谷口課長補佐)

肥料は、食品ではないので、JAS規格、JAS法の対象とはなりません。肥料に関しては、肥料取締法で、紛らわしい表示とかそういったものを指導することとなっている。

実際、使う肥料にどういう資材が含まれているかは、認定事業者が、販売者や登録認定機関に確認する必要があると思っている。

有機加工食品

事務局  
(谷口課長補佐)

(有機加工食品の日本農林規格(改正案)について説明)

保田部会長

有機加工食品を原料とする有機加工食品がありますが、この場合も最終製品の重量の95%以上は有機である必要があります。

95%を計算する際に食品添加物を含めていなかったのですが、今後は含めて計算する、それと、別表を一部改正し、例えば木灰のようなものを新しく追加改正することが要点です。ご意見を頂けますか。

渡邊氏

加工食品は有機由来の原料が95%あれば有機加工食品になりますが、原料に有機加工食品を使用する場合、その原材料まで遡って計算するのか。

事務局  
(谷口課長補佐)

今回の改正内容とは直接関係はないが、資料3 3-4頁で、有機加工食品の原材料は、直接当該の有機加工食品を作るときに使った原材料だけではなくて、その前にも遡ることが明確となるよう規定している。

小坂委員

具体的な事例を教えて頂ければ理解しやすい。

渡邊氏

例えば、こんにゃく。3%が食品添加物だとします。95%の基準に適合しますから、有機こんにゃくになります。これを原料とした加工食品の場合、この食品添加物が最終製品の5%以下であることを確認することが必要です。しかし、有機こんにゃくには食品添加物含有量の表示義務がない。

保田部会長

加工食品を原料にした加工食品としては、例えばお漬物。まず農産物を塩漬けする。これも加工食品。この塩漬けしたものを今度は本漬けする。だからこれは加工食品が加工食品に変わりますが、その時に95%の基準を満たす適切な材料、添加物を使えば、有機加工食品となります。その95%加工食品を次の材料の95%にすると、95%かける95%は95%未満となります。加工度合いが高まれば高まるほど、95%ギリギリで作っている場合、95%の基準を満たさなくなる、そういうことが起こりうるので、最終製品が95%になるようより明確化すると、事務局が説明した表現になるということです。

この点は、ワーキンググループでは議論しなかったのですが、事務局の方で整理するとこういう文言になったということ。

長谷川委員

認定機関が理解しないと困るので、可能な限り分かるように書いて頂きたい。

水田表示・規格課  
長

現行の規定で既に、有機加工食品を何回も使用した結果として有機の率が基準より下がるのはダメという形になっている。例えば資料3の3頁の定義の規定の改正点があるが、この現行の規定、有機加工食品の右側の規定、これで、元まで遡って5%以下という規定になって

いる。その点は今もそうなっているということで、その周知をしっかりとやっていきたい。

保田部会長

今日は、日東ビバレッジ株式会社の斉藤様のご意見を述べたいとしてお見えです。5分以内でお願いします。

口述人

清涼飲料水を作っている会社として、述べさせていただきます。

現在、有機加工食品の別表2に規定されている食品添加物に、炭酸水素ナトリウムがあります。この使用基準は、菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん、パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合があります。ここに茶系飲料を追加して頂きたい。

茶系飲料は、嗜好飲料なので色の問題があります。お茶抽出液は、非常に酸化し易く、品質劣化を防ぐためL-アスコルビン酸を酸化防止剤として一般的に使います。L-アスコルビン酸は、この別表に記載されており使用可能だが、これだけを使うとpHが下がり酸っぱくなるので、一般的には、中和剤として、重曹（炭酸水素ナトリウム）を使用している。この炭酸水素ナトリウムは、厚生労働大臣により、人の健康を損なう恐れのないとして既存化学物質に登録されており、極めて安全性が高く、使用制限無しで広く使用が認められている。別表1の炭酸水素ナトリウムについて、茶系飲料の調製、加工資材としての追加をお願いしたい。

保田部会長

この件についてもワーキンググループで審議をしました。そして事務局案のとおりとなったのですが、斉藤さんから強いご要望がありましたので、事務局のコメントをお願いします。

事務局

参考資料の3ページのところです。

結論は、有機の製品はできるだけ添加物の少ないものであり、重曹を認めると、有機の製品と非有機の製品で差がほとんど無くなってしまい、また、特に有機のお茶を求める消費者は、褐変防止を望まないだろうという意見でした。資料3の2頁に、現在の生産状況及び規格の利用実態という表があります。この中に茶系飲料がございます。これは国内で現在4560トン、プラス81k1の格付け実績がありまして、これだけのものが既に有機という規格で、すなわち重曹を使わずに生産されており、こういうものがある中で、重曹を認める必要は無いというのが結論でした。

保田部会長

それでは5%枠に添加物を入れる、別表について重曹を問題は別にして若干の改正を行うことについて、原案でよろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。

別表の重曹の基準について、この場で議論することを支持する方はいますでしょうか。おられないようですので、茶系飲料は含めないという原案のとおりでよろしいでしょうか。  
それでは、そのようにさせていただきます。

有機飼料・有機畜産

事務局 (谷口課長補佐)	(有機飼料の日本農林規格(改正案)及び有機畜産の日本農林規格(改正案)について説明)
保田部会長	有機農産物と有機加工食品の改正に合わせた文言修正が内容。
小坂委員	「と畜」と「と殺」の用語は、他の法律との整合性は図られているのか。
事務局 (谷口課長補佐)	用語に関しては、担当部署で審査する。
長谷川委員	95%というのは、最終製品から確認が出来るのか。
保田部会長	認定事業者は、材料について、品目毎に重量を全部記録することになっており、それを検査員が現場で、あるいは、記録を確認することになっている。
山根委員	原案に賛成。生産者もいろいろ最初は戸惑われるんだろうなと思うんですけど、丁寧な、分かりやすいQ&Aが作られるわけですね。
内藤委員	有機認証を取っている方は良いが、有機資材を使っているとか、うちは農薬を使っていないから、有機だと言ってる生産者がいらっしゃるっていう現実が困る。有機というのにはちゃんと登録をして、有機JASマークをもらってこそ有機なのに、そうではない生産者がかなりいる。
水田 表示・規格 課長	有機農産物に関しては、表示の規制というものがあり、有機農産物あるいは有機農産物加工品について有機とかオーガニックとかといった表示をするには、有機JASの認定を受けて、格付けをしJASマークを貼ったものでなければならないということになっておりますので、そのことをもっとしっかりとPRをしていきたい。

保田部会長

本日の審議について、全体としてこれまでの議論をご承認頂いたということで、JAS調査会総会の方に報告してよろしいでしょうか。そのように事務局の方で手続きを宜しくお願いします。

閉 会

水田 表示・規格  
課長

(今後、パブリック・コメント募集、WTO通報手続を経てJAS調査会総会で審議予定である旨説明)

以 上